

とちぎお試しサテライトオフィス設置推進事業PR業務委託 公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

とちぎお試しサテライトオフィス設置推進事業PR業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、とちぎお試しサテライトオフィス設置推進事業PR業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、とちぎお試しサテライトオフィス設置推進事業PR業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお会長は、総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、全ての委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書の記載内容に基づき、別表2に規定する審査項目ごとに、5段階評価を行う。
- (2) 委員が行った評価に、別表3に定める係数を乗じて得た点数の合計を、評価点とする。
- (3) (2)により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員毎に提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (4) 提案者が1者の場合は、各委員の評価点の平均が70点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和2(2020)年度の事業において適用する。

(別表1 審査会の構成)

所属		役職	備考
総合政策部	地域振興課	課長	会長
		課長補佐(総括)	
		地域振興・移住促進担当課長補佐(GL)	
産業労働観光部	産業政策課	企業立地班課長補佐	

(別表2 審査項目)

区分		審査項目	
1	業務内容の理解度	(1)	本県が直面する人口減少問題の状況と、本事業の業務目的及び業務内容を十分に理解しているか。
2	企画提案の優位性	(1)	【事業PRの方法等】 地方へのサテライトオフィス設置ニーズを持つ企業等に対する効果的なPR方法を提案しているか。
		(2)	【目標設定】 本事業目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。
		(3)	【対象物件一覧化の方法等】 他業者と連携し、サテライトオフィスに適した物件を掘り起こし、一覧化できるか。
		(4)	【その他提案】 仕様書にて求められる業務以上の提案があるか。
3	企画提案の実施可能性	(1)	【実施体制】 実施体制、実施スケジュールが業務を安定的に遂行できるものであるか。
		(2)	【業務実績】 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。
		(3)	【専門性】 業務実績に係る専門的な知識を有しているか。
		(4)	【経費】 業務内容に見合った適切な経費であるか。

(別表 3 係数)

審査項目		係数
2 (1)	事業 PR の方法等	3
2 (2)	目標設定	
2 (3)	対象物件一覧化の方法等	
1 (1)	業務内容の理解度	2
2 (4)	その他提案	
3 (1)	実施体制	
3 (2)	実務実績	
3 (3)	専門性	1
3 (4)	経費	